

有料道路における 障害者通行料金割引制度のご案内

平成15年12月1日から割引証による制度が変更され、
障害者手帳又は療育手帳を料金所係員に提示し、係員
が手帳の記載事項を確認すれば割引されるようになり
ました。（事前登録が必要です。）

対象障害者の範囲

- 障害者本人が運転
- 身体障害者手帳の交付を受けている方であれば、どなたでも対象になります。
- 障害者本人以外の方が運転され、障害者本人が同乗
- 身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けている方のうち重度の障害をお持ちの方が対象になります。

対象自動車の範囲

- ① 車種要件について
自家用車等で、乗車定員が10人以下のもの、二輪自動車で総排気量が125ccを超えるもの等障害者1人につき1台。（詳細は、お問い合わせ下さい。）
- ② 所有者要件について
所有者の氏名・個人名義に限る

制度

事 前 登 錄

申請をした日から、その後の2回目の誕生日まで（更新制度）

通常料金の半額

割 引 料 金 額

本人、配偶者、直系血族及びその配偶者、兄弟姉妹及び族等（自動車を所有しているときは、障害者本人を継続して日常的に介護している方）

首都高速道路公団

□03-3506-0238

日本道路公団

□03-3539-9345

保健福祉課福祉係

□82-8817

※問い合わせ先

ETCをご利用される場合は、先に有料道路事業者への登録申し込みが必要です。

②身体障害者手帳又は療育手帳
③自動車検査証
④運転免許証（障害者ご本人が運転される場合のみ）

携帯電話の障害者割引について

各携帯電話会社では、基本使用料が50%割引になる等の障害者割引制度を実施しています。詳しいことはお近くの各携帯電話取扱店にお尋ねください。

横芝ふれあい券（敬老祝品）は、もうお使いになりましたか？

敬老祝品として、70歳以上の方に町からお贈りした「横芝ふれあい券」を、まだお使いになっていない方は、早めにご使用ください。

この券は、2月15日を過ぎると使用できなくなります。

使用期限：2月15日(日)



★用 具 ・ ベット
★貸出期間
★利 用 料 無料
※申込・問い合わせ先

保健福祉課福祉係

□82-8817

- ・床ずれ防止マット
- ・車いす

高齢者生活支援事業として、概ね65歳以上の援護を必要とする方を対象に次の用具を貸出しています。（介護保険に該当する方は除きます。）

日常生活用具の貸与

ご存知ですか？

